

横浜市資事指令第5019号
令和5年5月9日

許可番号 第05610000807号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県横浜市都筑区早渕三丁目32番11

氏 名 株式会社 加瀬興業
代表取締役 若松 敏彦 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

横 浜 市 長 山 中 竹 春

許 可 の 年 月 日

令和2年10月1日

許 可 の 有 効 年 月 日

令和7年9月30日



1. 事業の範囲

産業廃棄物の種類

（1）収集・運搬（積替え及び保管を除く）

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む及び石綿含有産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む及び石綿含有産業廃棄物を含む）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む） 以上13種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

（2）収集・運搬（積替え又は保管を含む）

廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、木くず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む） 以上4種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え又は保管を行う場所の所在地

神奈川県横浜市鶴見区獅子ヶ谷2丁目545番 外1筆

保管施設の概要

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、木くず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む） 以上4種類

保管面積：15.59 m² 保管上限：18.29 m³

3. 許可の条件

（1）積替え又は保管に伴う搬入又は搬出は、自ら行うこと。

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

この処分が不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 2 年 1 0 月 1 日 新規許可

令和 3 年 2 月 1 日 変更許可

5. 積替え許可の有無 有・無

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無



産業廃棄物収集運搬業許可申請書

(あて先)
横浜市長

令和7年8月12日



申請者 〒224-0025
住 所 横浜市都筑区早渕三丁目 32 番 11
氏 名 株式会社 加瀬興業
代表取締役 若松 敏彦
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 045-595-2237
担当者名 行政書士 國井 和夫
電話番号 0466-45-8489
FAX番号 0466-45-8489

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	収集・運搬 (積替え及び保管を除く) 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類 (※1※2)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (※2)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (※1※2)、がれき類 (※1) 収集・運搬 (積替え及び保管を含む) 廃プラスチック類 (※2)、木くず、金属くず (※2)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (※2) ※1: 石綿含有産業廃棄物を含む ※2: 水銀使用製品産業廃棄物を含む ※3: 水銀含有ばいじん等を含む
事業所及び事業場の所在地	事務所 〒224-0025 横浜市都筑区早渕三丁目 32 番 11 電話番号 045-595-2237 事業場 〒230-0073 横浜市鶴見区獅子ヶ谷 2 丁目 545 番 外 1 筆 電話番号 電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量	・ 運搬車両 13 台 (3 種類) ・ 他の施設 (容器等) (有) 無し ・ 積替え保管施設
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	別紙のとおり
※ 事 務 処 理 欄	

(日本工業規格 A列4番)

〒252-0804 藤沢市湘南台7-49-3

行政書士 國井 和 夫

TEL・FAX 0466-45-8489

